

環境目標値の変更について

1 概要

環境基本法第16条及びダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づき、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、国において、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「環境基準」が定められています。さらに、本市ではより良い環境を目指すために、吹田市環境基本条例に基づき、吹田市環境基本計画で、「環境目標」を定めています。

環境基準の一部が改正されたことに伴い、令和4年4月1日付で環境目標を変更したものです。

2 変更箇所

環境基準値と同値の環境目標

(1) 六価クロムについて

箇所		項目	目標値	
			変更前	変更後
水	健康項目(対象地域 /全公共用水域)	六価クロム	0.05mg/L以下	0.02mg/L以下
地盤	地下水			

(2) 大腸菌群数について

水 生活環境項目

項目 類型	利用目的の適応性	目標値	
		変更前 大腸菌群数	変更後 大腸菌数
AA	水道1級自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	50MPN/100mL 以下	20CFU/100mL 以下※1
A	水道2級水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	1,000MPN/100mL 以下	300CFU/100mL 以下
B	水道3級水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	5,000MPN/100mL 以下	1,000CFU/100mL 以下

※1 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。

※2 対象水域は安威川及び神崎川(いずれも吹田市域)であり、B類型に該当する。